

学校給食費の公会計化

「 Q & A 」

～保護者の皆さまへ～

令和4年3月作成



—学校給食費公会計化 改定後の変更点—

- 学校給食費の支払先が、学校から玉名市に変わります。
- 毎月の学校給食費は、定額納入となります。
- 入学時や給食を長期欠食するときなどに、書類の提出が必要です。

玉名市教育委員会 教育総務課

電話番号：0968-75-1133 FAX 番号：0968-75-1138

目 次

○制度について

1 公会計化について

- Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- Q1-2 何のために公会計化するのですか？

○学校給食費について

2 学校給食費について

- Q2-1 学校給食費は何に使われているのですか？・・・・・・・・・・・・P.1～2
- Q2-2 なぜ学校給食費を払わなければならないのですか？
- Q2-3 いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？
- Q2-4 学校給食費の納期はいつですか？
- Q2-5 学校給食費の年間徴収額はどのように決めているのですか？

3 学校給食費の調整について

- Q3-1 学校給食費の調整とは何ですか？・・・・・・・・・・・・P.2～3
- Q3-2 なぜ調整が必要なのですか？
- Q3-3 学校で給食を食べなかったら、すべて学校給食費を調整してもらえるのですか？
- Q3-4 どのような場合に調整してもらえますか？

4 学校諸費について

- Q4-1 学校諸費とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- Q4-2 学校諸費も市に支払うことになるのですか？

○学校給食費の支払いについて

5 学校給食費の支払いについて

- Q5-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？・・・・・・・・P.4
- Q5-2 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？
- Q5-3 納付書はコンビニエンスストアで使えますか？
- Q5-4 学校に直接、学校給食費を持って行ってもいいですか？

6 口座振替に使用する口座について

- Q6-1 今も口座振替で支払っていますが、どうして改めて手続きをしないといけないのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
- Q6-2 どの金融機関で口座振替が可能ですか？
- Q6-3 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？
- Q6-4 兄弟姉妹全員が同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

7 就学援助を受けている場合の学校給食費の支払いについて

- Q7-1 就学援助とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
- Q7-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？
- Q7-3 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければならないませんか？

8 生活保護受給世帯の学校給食費の支払いについて

- Q8-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？・・P.5
- Q8-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

○学校給食費の支払いの相談について

9 学校給食費の納付相談について

Q9-1 経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？・・・P.5

Q9-2 一時的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

10 学校給食費の滞納について

Q10-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような対応がとられますか？・・・P.6

Q10-2 児童手当からの充当とは何ですか？

Q10-3 それでも学校給食費を滞納している場合はどうなりますか？

○学校給食の手続きについて

11 学校給食申込書について

Q11-1 学校給食申込書は、どこに提出すればいいですか？・・・P.6

Q11-2 学校給食申込書は毎年提出しなければいけませんか？

Q11-3 兄弟姉妹がいますが、申込書は1枚提出すればいいですか？

Q11-4 現在、弁当対応のため、飲用牛乳を含め学校給食の提供を受けていません。その場合も学校給食を申し込む手続きが必要ですか？

12 児童手当及び特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書について

Q12-1 この申出書はどのような書類ですか？・・・P.6

13 口座振替依頼書について

Q13-1 金融機関を変更したい場合は、何か手続きが必要ですか？・・・P.7

Q13-2 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

14 学校給食（変更・停止・再開）届について

Q14-1 学校給食（変更・停止・再開）届は、どのようなときに提出するのですか？・P.7

Q14-2 学校給食（変更・停止・再開）届を提出するときに気をつけることはありますか？

15 食物アレルギー等による学校給食費の減額について

Q15-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に対応してもらえるのですか？・・・P.8

Q15-2 停止していた飲用牛乳の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？

16 その他手続きについて

Q16-1 玉名市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？・・・P.8

Q16-2 手続きを済ませましたが、事情により市外の学校へ通うことになりました。どうすればいいですか？

○制度について

1 公会計化について

Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A1-1 保護者の皆さまからお支払いいただく学校給食費を市の会計に入れ（歳入）、購入した給食の食材費を市の会計から支払う（歳出）ことです。

令和3年度までは、保護者の皆さまから学校に支払われた学校給食費が、学校給食センターへ支払われ、学校給食の食材購入に充てられています。（私会計といいます。）

Q1-2 何のために公会計化するのですか？

A1-2 次の5つのことを目的としています。公会計化するにあたり、保護者の皆さまには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ① 学校給食費の管理の適正化と透明化を図ります。
市の手続きによる会計手法で契約・支払いを行い、市の監査を受けることとなりますので、会計処理の透明性がより向上します。
- ② 食材費の予算化による学校給食の「供給と計画性」の安定を図ります。
収納状況にかかわらず、効率的で計画的な学校給食の実施が可能となります。
- ③ 保護者負担の軽減と利便性の向上を図ります。
保護者集金や口座振替手数料の負担がなくなり、玉名市の指定金融機関のいずれからでも口座振替が可能となります。
- ④ 学校事務負担の軽減
徴収、収納、支払い、滞納対策等の学校事務の軽減を図ります。
- ⑤ 学校給食費負担の公平性を確保します。
学校給食費の状況が市で随時把握でき、公的扶助等の相談など未納への早期対応が可能となります。これにより未納額の増加を防ぎ、公平性を確保します。

○学校給食費について

2 学校給食費について

Q2-1 学校給食費は何に使われているのですか？

A2-1 学校給食に使う食材を購入するために使っています。学校給食を作るために必要な人件費や光熱水費、施設の維持管理に係る経費などは玉名市が負担しています。（学校給食法第4条（義務教育諸学校の設置者の任務）、第11条（経費の負担）に定められております。）

Q2-2 なぜ学校給食費を払わなければならないのですか？

A2-2 学校給食法第11条第2項で保護者が負担することとされています。このため、学校給食は、保護者の学校給食費を財源として実施することとしており、「玉名市学校給食費の徴収に関する条例」により、保護者は学校給食費を支払わなくてはなりません。学校給食費をお支払いいただけないと、食材を買うお金が不足することになり、必要な食材が買えなくなるなど、学校給食運営が難しくなります。ご理解とご協力をお願いします。

Q2-3 いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

A2-3 毎年6月に「学校給食費決定通知書」を送付する予定です。お支払いいただく1年間の学校給食費の額や納付期限などが書いてありますので、確認をお願いします。

なお、学校給食費の調整などにより、お支払いいただく学校給食費の額に変更がありましたら、「学校給食費変更通知書」によりお知らせいたします。

Q2-4 学校給食費の納期はいつですか？

A2-4 学校給食費は、6月から翌年3月まで毎月末（12月は25日）に10回に分けてお支払いいただきます。

Q2-5 学校給食費の年間徴収額はどのように決めているのですか？

A2-5 それぞれの学校で年度の初めに1年間の学校給食の予定回数を決めます。その回数に1食当たりの単価をかけて年間の学校給食費を計算しています。1食当たり単価と第1期（6月末日）～第9期（2月末日）までお支払いいただく金額（定額）は、規則で以下のように決められています。第10期（3月末日）は、第9期（2月末日）までにお支払いいただいた金額を調整した金額をお支払いいただきます。

学校区分	1食当たりの単価	第1期～第9期（定額）	第10期
小学校	252円	5,000円	調整額
中学校	293円	5,600円	調整額

〈支払いの例〉 小学生 年間喫食回数 190回の場合

	年間納付額	第1期（6月）～第9期（2月）	第10期（3月）
学校給食費	252円×190回 =47,880円	5,000円×9期=45,000円	2,880円

※第10期（3月）の徴収額は、年間喫食回数により調整した回数になります。

3 学校給食費の調整について

Q3-1 学校給食費の調整とは何ですか？

A3-1 第10期（3月末日）に、第9期（2月末日）までにお支払いいただいた学校給食費と、1年間の学校給食の実施回数を比較して、学校給食の実施回数が多かった場合は精算すべき金額をお支払いいただき、少なかった場合はお支払いいただいた学校給食費をお返すことです。

年度の途中で転校する場合も、転校日までにお支払いいただいた学校給食費と実際の実施回数を比較して請求金額の調整を行います。

Q3-2 なぜ調整が必要なのですか？

A3-2 1年間の学校給食実施予定回数は、年間行事予定をもとに予測した実施回数です。しかし実際には、気象警報発令の際の臨時休業や学年・学級閉鎖、行事等により、給食の実施回数が増えたり減ったりすることがあります。また、児童・生徒や保護者等が学校給食の減免に該当することもあります。このため、調整が必要となります。

Q3-3 学校で給食を食べなかったら、すべて学校給食費を調整してもらえるのですか？

A3-3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整の対象となりません。また、連続して学校を休む日が4日以下(学校休業日を除く。)の場合も調整の対象となりません。これは、事前に行う食材の発注に対応できないためです。ご理解をお願いします。

Q3-4 どのような場合に調整してもらえますか。

A3-4 次のとおりです。調整の時期や方法など、詳しくは教育総務課総務係までお問合せください。

調整の対象	調整の条件
病気などにより、学校給食を実施する日において、学校給食の提供を受けない日が連続して5日以上となる場合	学校給食を停止する旨を届け出た日から起算して3日後(土日、祝日を除く)の学校給食費から調整
年度の途中で玉名市立学校以外へ転校する場合	※「玉名市学校給食(変更・停止・再開)届」の提出が必要
食物アレルギー等の理由により、年間を通した給食内容を変更する場合 〈対象：飲用牛乳を除去する方、飲用牛乳のみ申し込む方〉	学校給食を停止・変更する旨を届け出た日から起算して3日後(土日、祝日を除く)の学校給食費から調整 ※「玉名市食物アレルギー等による学校給食提供停止及び学校給食費減額申請書」の提出が必要
気象警報発令、感染防止対策などにより学校が臨時休業、学年・学級閉鎖となった場合	実際に給食を止めることができた日数を調整
災害等により学校給食の提供ができなかった場合	学校給食の提供ができない期間全体を減額

4 学校諸費について

Q4-1 学校諸費とは何ですか？

A4-1 学用品費、校外活動費、修学旅行等の積立金、学校行事費などの、学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q4-2 学校諸費も市に支払うことになるのですか？

A4-2 なりません。学校諸費は、学校ごとに種類や集める時期、金額が違うため、学校からのお知らせに基づいて、これまでどおり学校で集金を行います。

○学校給食費の支払いについて

5 学校給食費の支払いについて

Q5-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A5-1 原則として、保護者の方の金融機関口座からの口座振替となります。やむを得ず口座振替によるお支払いができない場合は、市からお送りする納付書を利用してお支払いください。

Q5-2 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A5-2 再振替はありません。市から納付書を送付しますので、納付書に書かれてある期限内までに、指定の金融機関窓口か市役所の収納窓口でお支払いください。

Q5-3 納付書はコンビニエンスストアで使えますか？

A5-3 コンビニエンスストアでは使えません。指定の金融機関窓口か市役所の収納窓口でお支払いください。

Q5-4 学校に直接、学校給食費を持って行ってもいいですか？

A5-4 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。教育総務課から納付書を送付しますので指定の金融機関の本店及び各支店の窓口（ゆうちょ銀行は沖縄を除く九州管内の直営店及び郵便局）もしくは市役所会計課、各支所の収納窓口でお支払いください。

6 口座振替に使用する口座について

Q6-1 今も口座振替で支払っていますが、どうして改めて手続きをしないといけないのですか？

A6-1 現在は、各学校の口座へお支払いいただいておりますが、来年度からは「玉名市」の口座にお支払いいただくことになります。このため、今回手続きが必要となります。ご理解をお願いします。

Q6-2 どの金融機関で口座振替が可能ですか？

A6-2 玉名市の指定金融機関である以下の金融機関となります。これらの金融機関であれば全国どこの支店のものでも登録できます。

肥後銀行	熊本銀行	南日本銀行	玉名農業協同組合
熊本中央信用金庫	熊本第一信用金庫	九州労働金庫	ゆうちょ銀行

Q6-3 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A6-3 保護者や児童生徒以外の人でも登録できます。

Q6-4 兄弟姉妹全員が同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A6-4 大丈夫です。振替日は、小学校・中学校ともに同じですので、残高不足にならないようご注意ください。

7 就学援助を受けている場合の学校給食費の支払いについて

Q7-1 就学援助とは何ですか？

A7-1 玉名市の小・中学校に通学されているお子さまの保護者の方などに対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、審査のうえ助成する制度です。詳しくは、通学先の学校または玉名市教育委員会教育総務課学務係（0968-75-1133）までお問い合わせください。

Q7-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A7-2 就学援助の認定を受けている世帯の児童・生徒の学校給食費については、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が学校給食費を納付する必要はありません。

ただし、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合や、就学援助が停止または廃止となった場合などは、保護者が学校給食費を納付する必要があります。

Q7-3 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければなりませんか？

A7-3 認定されるまでは、学校給食費のお支払いが必要です。

なお、就学援助がさかのぼって認定された場合、認定された日以降の学校給食費は納付する必要がないため、すでに口座から引き落とされた学校給食費がある場合、認定された日以降の学校給食費は返還します。

8 生活保護受給世帯の学校給食費の支払いについて

Q8-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A8-1 就学援助と同様、学校給食費分の教育扶助費を、市が代理納付しますので、口座振替は行いません。ただし、世帯収入によっては一部を負担していただく場合があります。

Q8-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A8-2 生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の方の負担となります。

○学校給食費の支払いの相談について

9 学校給食費の納付相談について

Q9-1 経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A9-1 児童扶養手当を受給している場合など、申請により就学援助を受けられる場合があります。お子様が通う学校、または教育委員会教育総務課学務係（0968-75-1133）にご相談ください。

Q9-2 一時的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A9-2 お早めに教育総務課にご相談ください。

10 学校給食費の滞納について

Q10-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような対応がとられますか？

A10-1 納付期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。自主的な納付が難しい場合には、児童手当からの※公金振替によってお支払いいただくことをお勧めしています。

玉名市では、学校給食申込書に滞納時の児童手当からの充当についての「申出書」を記載しており、学校給食の申込みとあわせて記入していただくこととしています。

※「公金振替」とは、市内部の資金移動により事務処理を行うこと。

Q10-2 児童手当からの充当とは何ですか？

A10-2 児童手当は、市（子育て支援課）から保護者の方にお支払いするものですが、未納の学校給食費がある場合、保護者の方の同意があれば、滞納している学校給食分の金額を直接、児童手当から引き、そこから支払うことができます。これを「児童手当からの充当」といいます。

実際に「児童手当からの充当」を行う場合は、保護者の方に事前に連絡させていただくこととしています。

Q10-3 それでも学校給食費を滞納している場合はどうなりますか？

A10-3 学校給食費を滞納し、督促状や催告書の送達を受けてもなお、納付されない場合や、児童手当からの充当にも同意がいただけない場合は、裁判所への法的措置を含めて、厳正な処置をさせていただきます。

○学校給食の手続きについて

11 学校給食申込書について

Q11-1 学校給食申込書は毎年提出しなければいけませんか？

Q11-1 毎年は必要ありません。1回提出いただくと、中学校を卒業するまで継続されます。

Q11-2 現在、弁当対応のため、飲用牛乳を含め学校給食の提供を受けていません。その場合も学校給食を申し込む手続きが必要ですか？

A11-2 現在、学校給食の提供を受けていない場合は、学校給食の申込みの必要はありません。ただし、学校給食の提供を受けることとなった場合には、新規に学校給食の申込みが必要となります。

12 児童手当及び特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書について

Q12-1 この申出書はどのような書類ですか？

A12-1 児童手当特例給付は、市から保護者の方にお支払いするものですが、保護者の方からの同意があり、学校給食費に未納がある場合において、児童手当を未納の給食費に充てるための申出書になります。

13 口座振替依頼書について

Q13-1 金融機関を変更したい場合は、何か手続きが必要ですか？

A13-1 口座振替依頼書の提出が必要です。教育総務課、または通われている学校までご連絡ください。

Q13-2 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A13-2 金融機関により異なりますが、1ヶ月から2ヶ月程度の時間を要します。手続きが完了するまでは、納付書によりお支払いください。

14 学校給食（変更・停止・再開）届について

Q14-1 学校給食（変更・停止・再開）届は、どのようなときに提出するのですか？

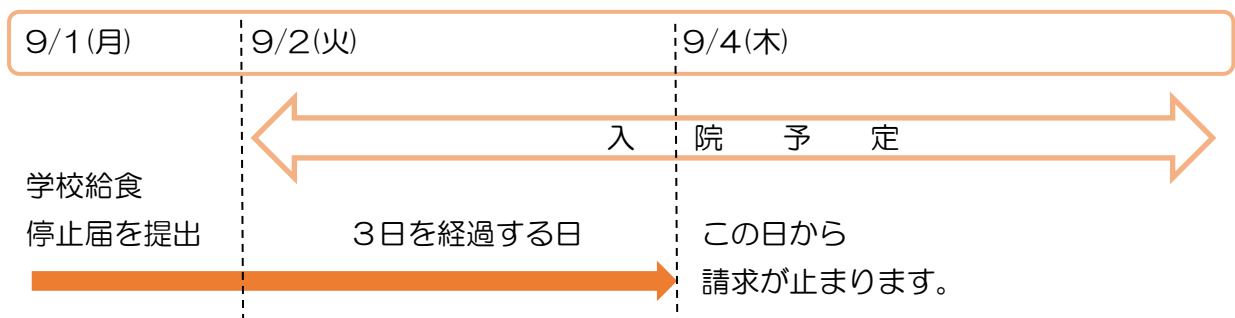
A14-1 次のような場合に提出が必要です。

- 1) 学校給食申込書の記載内容に変更が生じた場合
※住所、学校名、氏名、保護者等（納入義務者）等の変更
- 2) 連続して5日以上、学校給食の提供を停止する場合
- 3) 停止していた学校給食の提供を再開する場合
- 4) 年度途中で玉名市外の学校へ転校する場合

Q14-2 学校給食（変更・停止・再開）届を提出するときに気をつけることはありますか？

A14-2 学校給食の内容を変更したり停止したり、停止していた学校給食を再開しようとする日の3日前（土日・祝日を除く）までに学校に提出してください。申請後3日目から調整を行います。

〈病気で欠席する場合の例〉



15 食物アレルギー等による学校給食費の減額について

Q15-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に対応してもらえるのですか？

A15-1 食物アレルギーや乳糖不耐症などの理由により、飲用牛乳を除去する方、飲用牛乳のみ申し込む方について対応します。対象者には、2月以降に食物アレルギー対応に係る書類が配布されますので、その後提出してください。（詳しくは別途通知します。）

Q15-2 停止していた飲用牛乳の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？

A15-2 提供の再開を希望する日の3日前（土日、祝日を除く）までに、「食物アレルギー等による学校給食提供再開届」を学校に提出してください。

なお、提供の再開日については、学校、学校給食センターと相談の上、決定することとなります。

16 その他手続きについて

Q16-1 玉名市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

A16-1 小学校入学予定者については、各学校で実施される就学時健康診断の実施日に「学校給食申込書」及び「口座振替依頼書」を提出してください。（詳しくは別途お知らせします。）

「学校給食申込書」及び「口座振替依頼書」は、原則、全員提出が必要です。

Q16-2 手続きを済ませましたが、事情により市外の学校へ通うことになりました。どうすればいいですか？

Q16-2 教育総務課、または通われている学校までご連絡ください。